

昭和五十五年自治省令第一号

地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものの申出の申出の手続に関する省令

地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（昭和五十四年政令第三百二十一号）第二条第一項の規定に基づき、地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものの申出の手続に関する省令を次のように定める。

地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令（以下「令」という。）第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。この場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 令第一条第一項に規定する者（その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む。）が申出をするとき その者に係る昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）附則第二十条第一項に規定する退職年金、減額退職年金又は遺族年金（次号において「退職年金等」という。）の年金証書
- 二 退職年金等を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供しているとき 令第二条第一項の申出をすることについてのこれらの公庫の同意書
- 三 同順位の遺族が二人以上あるとき 別紙様式第二号による総代者選任書

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第1号

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第20条第1項の規定による申出書

代用教員等の期間を有する更新組合員等又は更新組合員等であつた者(以下「更新組合員等」という。)に関する事項 ④	住 所			
	氏 名 (生 年 月 日)		年 月 日生	
	所 属 所 名			
退職料又は普通恩給に関する事項 ⑤	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行つた者			
退職年金条例の遺族年金又は扶助料に関する事項 ⑥	証書の記号番号			
	証書の日付			
	裁定を行つた者			
	受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄			
昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和54年法律第73号)第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)第7条第1項第3号又は第10条第1項第1号の規定による退職年金又はこれに係る減額退職年金の受給権に関する事項 ⑦	有	証書の記号番号		
		証書の日付		
		決定を行つた者		
	無			
	昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第7条第1項第3号又は第10条第1項第1号の規定による退職年金に係る遺族年金の受給権に関する事項 ⑧	有	証書の記号番号	
証書の日付				
裁定を行つた者				
受給権者の氏名及び更新組合員等との続き柄				
無				
地方公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令第1条及び第2条の規定により昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第20条第1項の申出をします。				
殿 昭和 年 月 日 申出者 { 住所 氏名 更新組合員等との続き柄				

(注)(1) ④及び⑦の欄は、更新組合員等が申出を行う場合に記載し、この場合には、⑥及び⑧の欄は、記入しないこと。

(2) ⑥及び⑧の欄は、遺族が申出を行う場合に記載し、この場合には、④及び⑦の欄は、記入しないこと。

備考:用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第2号

総代者選任書

総代者氏名	
生年月日	
更新組合員等との続き柄	
上記の者を昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和54年法律第73号)附則第20条第1項の規定による申出をする場合の総代者とします。	
住所 氏名 生年月日 更新組合員等との続き柄	印